

# 広報 稲生川

令和8年4月1日 No.90



世界かんがい施設遺産  
稲生川

〒034-0011  
青森県十和田市稲生町1番36号  
TEL (0176)  
23-5066 (代表)  
23-2494 (緊急時)  
FAX 23-3940  
E-mail: info@inaigawa.or.jp

稲生川土地改良区

## 土地改良区の概況

令和8年4月1日現在

受益面積	組合員数	総代現在数	役員数	職員数
4,325ha	3,688名	63名	理事 18名 監事 3名	14名

**!! 適正な取水管理のお願いです !!**

用水の取水方法については以前よりお願いしておりますが、一部の心無い方の過剰な取水、<sup>せ</sup>塞き止め、かけ流し等により下流に用水が行き届かず、苦情が多く寄せられています。

これらの行為・状況を**発見した場合は、地区管理委員・用水管理人をはじめ、役員・総代が留め板の撤去、水口の調整を行います。**

お互いに作業計画を共有し、適正な取水管理とかんがい用水の有効利用をお願いいたします。



**今年は、総代(7月)・役員(8月)の改選の年です!**



## 総代会あいさつ

令和8年3月23日

理事長 丸 井 裕

本日は、令和7年度の通常総代会を開催いたしたくご案内申し上げましたところ、総代の皆様におかれましては、年度末のご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より、当改良区の業務運営並びに事業推進につきましては、皆様のご理解とご協力を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

また、青森県上北農林水産事務所 竹谷次長様、吉田総括主幹様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年の冬は、津軽地方で災害級の大雪となりましたが、当管内はそれほどの降雪とはならず、今年のかんがい用水が心配されております。当区による十和田湖定点の積雪調査によりますと、1月時点では昨年同様多くの積雪が観測されましたが、2月下旬以降の温暖化により、雪解けが急速に進んでおります。

昨年は全国各地で記録的な干ばつとなり、生活にも支障を来しておりました。当管内でも節水を余儀なくされ、今年も既に水不足が心配されており、用水配分に十分留意する必要があります。限りある水の有効利用に、総代皆様のご協力と組合員への周知のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、国では昨年、食料・農業・農村基本計画が策定され、農業構造改革集中期間に、土地改良については約8000億円の別枠予算により大区画は場や中山間の整備を実施することとしています。昨年末に今年度補正予算が成立し、新年度当初予算も衆議院を通過しましたが、土地改良関係は前年比400億円を上回る6942億円を見込んでおります。これらの予算を有効活用し、力強い農業を創り上げていくことが必要であり、そのためにも引き続き皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一方、懸念される農業者の高齢化や減少等が進む中、適正な施設の維持管理に向け、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、新たに「水土里ビジョン」作成に向け、国や県のご指導の下、進めてまいりたいと考えております。

本日の提出案件は、畑地化促進事業の報告、本年度補正予算、定款の一部変更及び役員選挙規程と総代選挙規程の一部改正、規約の一部改正、新年度用水計画、土地寄付受納、賦課金等含めた新年度予算など、合計8件でございます。全案件、慎重審議いただきまして、原案通り御議決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。



理事長挨拶



採択のようす

## 来賓あいさつ

令和8年3月23日

青森県上北農林水産事務所 所長 種市 順司  
(代読 同次長 竹谷 文孝)

稲生川土地改良区令和7年度通常総代会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

理事長の丸井様をはじめ、役員及び総代の皆様には、日頃から上北地域の農業・農村整備事業の推進に格別の御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、県では、農林水産業が持続的に発展する社会の実現を目指した「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」に基づき、農業農村整備分野では、スマート農業にも対応した基盤整備をはじめ、農業・農村の防災・減災やインフラ機能の確保等に重点的に取り組んでおります。

当上北農林水産事務所では、稲生川土地改良区の管理する農業水利施設が適切に維持管理されるよう、相坂川左岸地区基幹水利施設管理事業や上北地区基幹施設管理体制整備事業による支援を継続して参ります。

また、改正土地改良法に位置づけられた、地域の生産基盤の保全と土地改良区の運営基盤の強化に向けて関係者が協議し、将来的な地域の良好な営農環境の維持・確立を目指す「水土里ビジョン」の策定を進めているところです。当所管内では、来年度、貴土地改良区をはじめとする国営相坂川左岸エリアの3つの土地改良区が、共同でビジョンづくりに取り組むこととなっており、円滑に策定できるよう、積極的に支援して参りますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、稲生川土地改良区の益々の御発展と御参会の皆様の御健勝を祈念申し上げ、挨拶といたします。



上北農林水産事務所 竹谷次長

## 令和7年度 通常総代会

令和8年3月23日、サン・ロイヤルとわだに於いて令和7年度通常総代会を開催したところ、総代現員数63名中57名の出席で午後3時30分に開会され、山田清徳総代（十和田市）を議長に選任、佐々木弘彦総代（六戸町）と松林政彦総代（おいらせ町）の両名を議事録記名人に選任し、下記の案件が慎重に審議された結果、提出された全案件が原案通り可決承認され、午後4時12分に閉会となりました。

## 上程議案

## 報告事項

- 報告第1号 令和7年度 畑地化促進事業  
土地改良区決済金等支援の申請状況について

## 議決事項

- 議案第1号 令和7年度 収支補正予算について  
議案第2号 定款の一部変更及び定款付属書役員選挙規程と  
総代選挙規程の一部改正について  
議案第3号 規約の一部改正について  
議案第4号 令和8年度 賦課金の賦課徴収及び決済金について  
議案第5号 令和8年 用水取水及び配水計画について  
議案第6号 土地寄付受納（東二十一番町）について  
議案第7号 令和8年度 収支予算について



議長 山田清徳総代

## 令和8年度 収支予算書総括表

単位：円

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	212,039,000			212,039,000
発電事業収入		30,000,000		30,000,000
附帯事業収入	500,000			500,000
基本財産運用収入	1,600,000			1,600,000
特定資産運用収入	2,300,000	259,000		2,559,000
補助金等収入	15,200,000			15,200,000
交付金収入	12,935,000			12,935,000
寄付金収入	0			0
雑 収 入	1,737,000	2,000		1,739,000
業務受託料収入	6,810,000			6,810,000
借入金収入	0			0
固定資産売却収入	0			0
他会計繰入金	12,000,000	948,000	△ 12,948,000	0
積立資産取崩収入	65,579,000	0		65,579,000
繰越金	109,800,000	0		109,800,000
収 入 計	440,500,000	31,209,000	△ 12,948,000	458,761,000
土地改良事業費支出	218,996,000			218,996,000
発電事業費		3,850,000		3,850,000
一般管理費支出	150,117,000	1,000,000		151,117,000
土地改良事業負担金支出	14,000,000			14,000,000
借入金返済支出	200,000			200,000
固定資産取得支出	2,500,000	200,000		2,700,000
国庫納付金支出		0		0
他会計繰出額	948,000	12,000,000	△ 12,948,000	0
積立資産積立支出	36,300,000	14,159,000		50,459,000
予備費	17,439,000			17,439,000
支 出 計	440,500,000	31,209,000	△ 12,948,000	458,761,000

令和8年度賦課金・決済金について

10a 当り

区域名	地域名	経常賦課金	地区賦課金		合計賦課金	前年度比増・△減	決済金		
			区域別	地域別			共通	地区	合計決済金
1 稲生川区域	全域の田 (下記区域を除く)	3,500	1,000		4,500	200	32,700	25,500	58,200
	牛泊区域	1,750	500		2,250	100	16,350	12,750	29,100
	段ノ台区域	700	200		900	40	6,540	5,100	11,640
	豊ヶ岡揚水機区域	3,500	1,000	1,900	6,400	500	32,700	81,100	113,800
	里ノ沢揚水機区域	3,500	1,000	1,900	6,400	500	32,700	81,100	113,800
	有信山区域	875	300		1,175	0	8,175	15,300	23,475
2 深持用水区域	全域の田	3,500	1,000		4,500	0	32,700	12,500	45,200
3 中振区域	全域の田	3,500	1,500		5,000	0	32,700	29,600	62,300
4 切田用水区域	全域の田	3,500	1,100		4,600	0	32,700	34,500	67,200
5 元村用水区域	全域の田	3,500	1,200		4,700	0	32,700	31,400	64,100
6 立崎区域	全域の田	3,500	1,300		4,800	0	32,700	34,300	67,000
7 一本木沢揚水機区域	全域の田	3,500	3,200		6,700	0	32,700	144,600	177,300
8 沖山用水区域	全域の田 (下記区域を除く)	3,500	1,800		5,300	0	32,700	31,100	63,800
	豊ヶ岡揚水機区域	3,500	1,800	1,300	6,600	300	32,700	86,700	119,400
9 古里区域	全域の田	3,500	1,900		5,400	0	32,700	40,100	72,800
10 七百区域	全域の田 (下記区域を除く)	3,500	2,000		5,500	500	32,700	68,900	101,600
	七百揚水機区域	3,500	2,000	1,600	7,100	800	32,700	124,500	157,200
11 東部三本木原区域	全域の田	3,500	1,200		4,700	300	32,700	31,600	64,300
12 深南区域	全域の田	3,500	1,000		4,500	0	32,700	38,300	71,000
13 上北中部区域	全域の田	3,500	2,500		6,000	0	32,700	54,700	87,400
納入期限	令和8年7月31日 ※自動口座引落日 令和8年7月10日						納入通知書発行日から30日以内とする。		
通知書発行日	令和8年6月1日						申請処理決裁後		
賦課基準地積	令和8年4月1日現在の土地原簿記載面積により賦課する。ただし、加入地については、加入日現在の土地原簿記載による。						賦課地積と同じ		
徴収の方法	稲生川土地改良区理事長の発行する賦課金通知書による。						決済金納入通知書による。		

用途変更による畑については、当該土地に属する区域の賦課金とする。  
 ただし、経常賦課金は1/4賦課金とする。  
 賦課金通知書発行日前に農地転用等の申請があった場合の賦課金発行については、理事長に一任する。  
 夫役現品の金銭換算、徴収の時期及び方法については、理事長に一任する。

用途変更による畑、用途畑の地区除外は、当該土地に属する区域の決済金とする。  
 ただし、共通決済金は1/4決済金とする。

令和 8 年度 執行 任期満了に伴う 総代・役員選挙のお知らせ

【総代選挙】

現総代の任期は令和 8 年 8 月 17 日で満了となります。選挙は土地改良法並びに稲生川土地改良区総代選挙規程に基づき組合員の投票により下記日程で行われる予定となっています。

- 1 選挙の期日 令和 8 年 7 月下旬予定
- 2 立候補の届出 令和 8 年 7 月下旬予定
- 3 選挙する選挙区及び総代定数

選挙区	選挙区域	総代定数
第 1 区	稲生川区域	12 人
第 2 区	深持用水区域	6 人
第 3 区	中楸区域	1 人
第 4 区	切田用水区域	4 人
第 5 区	元村用水区域	5 人
第 6 区	立崎区域	3 人
第 7 区	一本木沢揚水機区域	4 人
第 8 区	冲山用水区域	5 人
第 9 区	古里区域	1 人
第 10 区	七百区域	4 人
第 11 区	東部三本木原区域	9 人
第 12 区	深南区域	3 人
第 13 区	上北中部区域	6 人
計	13 区域	63 人

- 4 名簿確定日 令和 8 年 6 月 30 日  
6 月 30 日現在の組合員で選挙人名簿に記載されている人が投票することができます。ただし、選挙人名簿に記載されていても、投票日当日までに組合員の資格を失っている方は投票できません。

【役員選挙】

現役員任期は令和 8 年 9 月 4 日で満了となります。選挙は土地改良法並びに稲生川土地改良区役員選挙規程に基づき総代の投票により下記日程で行われる予定となっています。

- 1 選挙の期日 令和 8 年 8 月下旬予定 令和 8 年度臨時総代会
- 2 立候補の届出 (員内理事及び監事) 令和 8 年 8 月中旬予定
- 3 推薦の届出 (員外理事) 同上
- 4 選挙する被選挙区及び役員定数

員内・員外の区分	被選挙区	被選挙区域	定数	
			理事	監事
員内	第 1 被選挙区	稲生川区域	3 人	全区域 3 人
	第 2 被選挙区	深持用水区域	1 人	
	第 3 被選挙区	中楸区域	1 人	
	第 4 被選挙区	切田用水区域	1 人	
	第 5 被選挙区	元村用水区域	1 人	
	第 6 被選挙区	立崎区域	1 人	
	第 7 被選挙区	一本木沢揚水機区域	1 人	
	第 8 被選挙区	冲山用水区域	1 人	
	第 9 被選挙区	古里区域	1 人	
	第 10 被選挙区	七百区域	1 人	
	第 11 被選挙区	東部三本木原区域	1 人	
	第 12 被選挙区	深南区域	1 人	
	第 13 被選挙区	上北中部区域	1 人	
員外			2 人	
計			17 人	3 人

※当区では平成 21 年度の総代会において役員と総代は兼任しないことを申し合わせ事項として議決しています。  
 ※選挙人名簿の作成に影響するので、組合員資格に変更がある場合（売買・相続等）は、速やかに当区へ届出願います。詳細については当区までお問い合わせください。

賦課金は土地改良区組織運営上また事業遂行上必要な経費ですので、納入期限内に納入下さるようお願いいたします。口座振替をお申し込みの方は、引落日までに通帳残高の確認をお願いいたします。

## 令和 8 年度賦課金の納入期限は 7 月 31 日です

### 口座振替の引落日は 7 月 10 日です。

※令和 8 年度賦課金通知書は令和 8 年 6 月 1 日に郵送にて発送いたしますが、通知書が届かない場合は当区総務課までご連絡ください。  
(納税組合に加入している場合は、代表者宛にまとめて送付いたします。)

#### ◎納入場所：稲生川土地改良区

※賦課金通知書に口座番号が記載されている金融機関については振込による納入が可能です。  
※領収書については、口座振替後の通帳の記帳および振込控えをもって代えさせていただきます。  
領収書の発行を希望される方へは個別に対応しますので、改良区まで申し出ください。

賦課金の納入方法の確認や変更がありましたら当区総務課までお問い合わせください。

## 納入期限後の振込の際はご注意ください!

納入期限後の賦課金には、延滞利息や督促手数料が加算されます。

賦課金を金融機関から納入される方の中に、これら加算分の金額不足で振り込まれる方がいらっしゃいます。納入期限後に振込される場合は、**かならず改良区に金額を確認**をお願いいたします。不足の場合は、不足分を再度振込いただくこととなりますので、ご注意ください。延滞利息等が加算される前の期限内納入をお願いいたします。

振込の確認は 経理係 (0176-23-5066) まで

## 賦課金の自動口座振替をご検討ください

口座振替にすると

- ◎金融機関へ行く手間が省け、納入忘れがありません。ただし、引落日前に残高をご確認ください。
- ◎振込手数料がかかりません。

これから口座振替を申し込む場合は、令和 9 年度からの振替になります。  
引落しに使う通帳と届出印をご持参になり、改良区窓口までおいでください。

口座振替取扱可能金融機関

JA十和田おいらせ、JAおいらせ、青森みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、ゆうちょ銀行

## 滞納賦課金の対応について

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなります。

納入期限を過ぎると、本来納めるべき賦課額のほかに年14.6%の割合で延滞利息がかかります。また、督促手数料も加算されますので、早期の納入にご協力ください。

滞納者の方については相談の機会を設けており、その結果、分割納入により、確実に滞納額を減らしている方がいる一方で、何も相談がないまま累積滞納額が増えていく方も多くおられます。

当土地改良区では少しでも滞納の解消になるよう提言をしたいので、ご相談いただくことをお願い致します。

たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第39条】

## 令和8年 幹線草刈りは7月5日です

今年の幹線草刈りは**7月5日（日曜日）**に行います。

7月4日（土曜日）～6日（月曜日）まで幹線草刈りのため断水となります。

## 農地の保全管理について

当区から地区除外された農地については、地権者自ら地区除外後も隣接の用排水路、農道等土地改良施設の草刈り、浚渫等の維持管理を継続して行うことを申請の際に確約いただいております。

昨年度は特に畑地化支援事業等で地区除外された農地も多くありますので、管理の徹底をお願い致します。

## 稲生川ウォーク2026が開催されます

稲生川ウォークは、十和田市発展の礎となった稲生川の上水と三本木原台地の開拓の祖 新渡戸傳らの功績と歴史を後世に伝えるため、平成13年から開催しているウォーキング イベントです。満開の桜を楽しみながら先人たちの手で拓かれた稲生川沿いをウォーキングしてみませんか。

開催日時・場所

令和8年4月19日（日） 雨天決行

受付時間：午前7時30分～午前8時30分

受付場所：中央駐車場本部テント（十和田市役所南側）

ウォーキングコース ① 20 km ② 14 km ③ 5 km

参加費 1人 1,000円 ※当日、受付にて徴収します。小学生以下は無料です。

申込期間 令和8年3月16日（月）～4月12日（日）

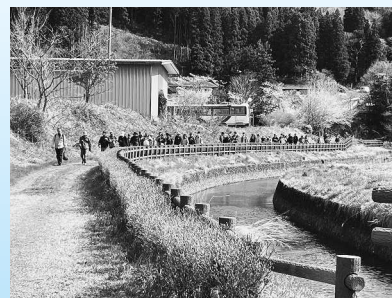
お申込み・お問合せ先

十和田商工会議所

TEL 24-1111 FAX 24-1563

十和田奥入瀬観光機構

TEL 24-3006 FAX 24-3007

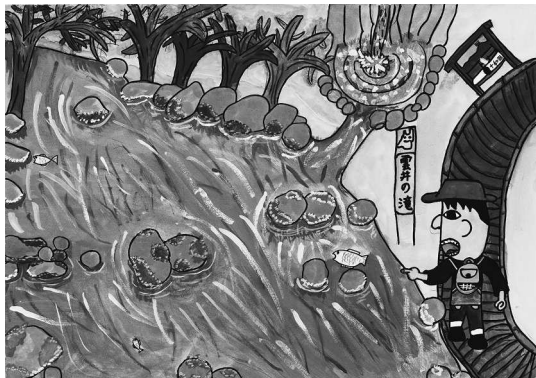


## 「未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展2025」受賞作品

全国水土里ネット主催により、全国の小学生以下の子どもたちから約2,700点（うち本県46点）の応募がありました。本県からは、水土里ネット賞4作品、入選1作品、佳作3作品が選ばれました。

この絵画展は田んぼ・ため池・農業用水路などの風景や、大切な水路を守っている人たち、農業に関する古くから伝わる祭りや風習、郷土料理、様々な農作業風景などをテーマに小学生以下の方ならどなたでも応募できます。例年6月に実施要領が発表され、締め切りは9月です。みなさんも夏休みの自由課題として是非ご応募ください。

水土里ネット賞  
水土里ネット稲生川理事長賞



「雲井の瀧」  
とまへち そら と  
苦米地 航 翔  
十和田市立藤坂小学校4年

佳作



「大きいじゃがいも 見つけた！」  
きた むら かず と  
北村 一 翔  
十和田市立ちとせ小学校2年

## 注意喚起の看板を製作していただきました



このたび、十和田工業高校前付近の三本木幹線沿いフェンスに、三本木農業恵拓高校の生徒さん達により、手作りの注意喚起看板を製作していただき設置いたしました。これからかんがい期になると水量がどんどん増えます。水の事故にならないようご注意ください！

## 不動産相続登記の義務化



令和6年より、農地を含む不動産の相続したことを知った日から3年以内に相続登記申請することを義務付けられています。相続登記をしなかった場合、10万円以下の過料が課せられる可能性がありますので、ご注意ください。

相続登記に関する詳細については、お近くの法務局または専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）にご相談下さい。

また、併せて組合員の名義変更等手続きが必要になる場合もありますので、当区へお問い合わせ下さい。

## 組合員の皆様へのお願いについて

公共機関（市町・法務局等）で所有権移転等の手続きを行ったら必ず土地改良区にも届出をお願いします。届出がなければ土地原簿の変更ができません、従来の組合員へ賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届出の種類	申請の名称	注 意 点
農地の移動があったとき (売買・交換・贈与・貸借契約及びその解除) 組合員の名義を変更するとき 組合員の住所が変わったとき	組合員資格得喪通知書	組合員名は改良区からの郵便物の宛名で確認できますので、変更がないか、いま一度ご確認ください。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき	農地転用等の通知書 地区除外申請書 農地転用確約書	公共事業による買収の際は申請及び決済金について事業主体と十分協議のうえ手続きをお願いします。
土地改良施設用地を出入口等に使用したいとき 雨水や合併浄化槽処理水を水路に放流したいとき	他目的使用申請書	合併浄化槽処理排水の放流許可後、下水道へ切り替えた場合にも届出が必要になります。

賦課は毎年4月1日現在における土地原簿に記載してある土地の賦課地積を対象に行われますので、権利移動等がありましたら速やかに届出ください。また、不明な点がございましたら土地原簿の閲覧ができますのでご来所ください。

農地転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務付けられていますので、意見書を受け取る際に納付していただきます。なお、その場合、申請年度の翌年度より除外となりますので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

滞納されている土地を取得すると、土地改良法第43条(権利義務の継承及び決済)により新しい権利者(買った人)に支払いが義務付けられています。必ず売買するときは、「滞納」があるかどうか改良区へ問い合わせください。また、競売の場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。

**ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。**

稲生川土地改良区 総務課 TEL 0176-23-5066

※各種届出用紙は土地改良区窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。  
また、各種届出用紙は稲生川土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.inaigawa.or.jp>

稲生川土地改良区

検索



広報はPC・スマホからでもご覧いただけます。

